養介護施設従事者等における高齢者虐待が認められた場合の監査について

令和８年３月 12 日(木)

長寿福祉課介護サービスグループ

令和6年度の高齢者虐待の状況について

令和６年度の福井県における高齢者虐待の状況
（令和６年４月～令和７年３月）

１　高齢者虐待の相談・通報件数と虐待の事実が認められた事例の件数

	施設従事者	養護者
市町等への相談・通報件数	12	244
高齢者虐待の事実が認められた事例の件数	3	121
被虐待者数	7	121

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況

①虐待があった施設・事業者サービス種別

	件数
介護老人保健施設	1
短期入所生活介護	1
通所リハビリテーション	1
計	3

④被虐待高齢者の年齢

	人数
65～69歳	0
70～74歳	0
75～79歳	2
80～84歳	1
85～89歳	1
90～94歳	0
95歳以上	3
計	7

高齢者虐待防止について ｜ 福井県ホームページ

福井県
組織・部署から探す ｜ サイトマップ　サイト内検索
検索したい単語を入力してください　検索
くらし・環境　医療・福祉　しごと・産業　観光・文化　教育・子育て　県政情報
ホーム ＞ 医療・福祉 ＞ 介護・高齢者 ＞ 高齢者の権利擁護 ＞ 高齢者虐待防止について
▼ ガイドナビを開く
ツイートする

高齢者虐待防止について

最終更新日 2025年12月25日 ｜ ページID 004331　印刷

高齢者の虐待を発見した場合、速やかに市町へ通報するよう努めなければなりません。

- 高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口（地域包括支援センター　一覧）

虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、市町に通報するよう努めなければならないとされており、特に、高齢者の生命または身体に重大な危険が生じている場合には、速やかに通報しなければなりません。（虐待を受けた高齢者本人の場合は、市町に対する届出。）
また、高齢者虐待を未然に防止するためには、高齢者自身の悩みや養護者の介護上の不安・不満等を解消、軽減することが大切ですので、介護や高齢者虐待に関する御相談については、最寄りの市町の高齢者虐待および養護者支援に関する相談等窓口を御利用ください。

3　高齢者虐待の状況について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、県内の高齢者虐待の状況等について公表します。

- 令和６年度高齢者虐待の状況について（令和７年１２月２５日公表）[PDF332KB]
- 令和５年度高齢者虐待の状況について（令和６年１２月２７日公表）[PDF325KB]
- 令和４年度高齢者虐待の状況について（令和５年１２月２２日公表）[PDF321KB]
- 令和３年度高齢者虐待の状況について（令和４年１２月２３日公表）[PDF321KB]
- 令和２年度高齢者虐待の状況について（令和３年１２月２４日公表）[PDF248KB]

高齢者虐待防止法*の概要　＊高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法

●高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

●養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム

［市町村の責務］
相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使

［都道府県の責務］
老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表

［設置者等の責務］
当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施

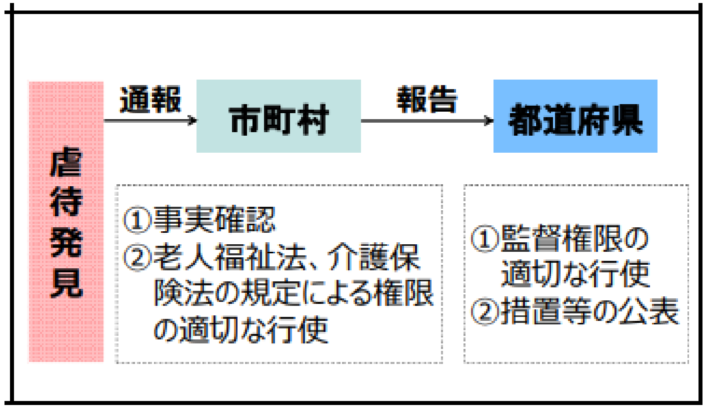

[高齢者虐待防止 ｜厚生労働省]

[市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）｜厚生労働省]

国マニュアル（全体）●[001452977.pdf]
[高齢者虐待防止 ｜厚生労働省]
[・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等｜厚生労働省]

監査について

●介護保険施設等監査指針　第2　監査方針

用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき市町村が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、都道府県又は市町村が、当該介護保険施設等に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

●介護保険施設等監査指針　第4　監査方法等

３　行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、都道府県知事又は市町村長は法第５章に掲げる「勧告、命令等」、「指定の取消し等」、「設備の使用制限等」、「変更命令」、「業務運営の勧告、命令等」、「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

●老人福祉施設等指導監査指針　第2指導監査方法等　2指導監査計画等

（２）特別監査

不正又は著しい不当、最低基準違反等の問題及び高齢者虐待の疑いを有する老人福祉施設を対象に随時適切に実施するものとする。

介護保険制度等における指導監督｜厚生労働省

介護保険施設等指導指針

介護保険施設等監査指針

●001280521.pdf

老人福祉施設指導監査指針

●02 ＜溶け込み＞改正後全文（老人福祉施設指導監査指針）

監査について

●介護保険施設等に対する監査マニュアル
「処分基準の考え方の例」 2前提となる考え方

処分事由	態様（級）	基本となる処分内容	根拠条文
人員基準違反	A級	勧告	介護保険法 77 条第 1 項第 3 号等
運営基準違反	A級	勧告	同 77 条第 1 項第 4 号等
人格尊重義務違反	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 5 号等
不正請求	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 6 号等
不正の手段による指定	C級	指定の全部効力停止	同 77 条第 1 項第 9 号等

●運営指導マニュアル
Ⅰ基本編　第1章介護保険制度における指導監督　第1節　指導と監査　1指導監督の全体像

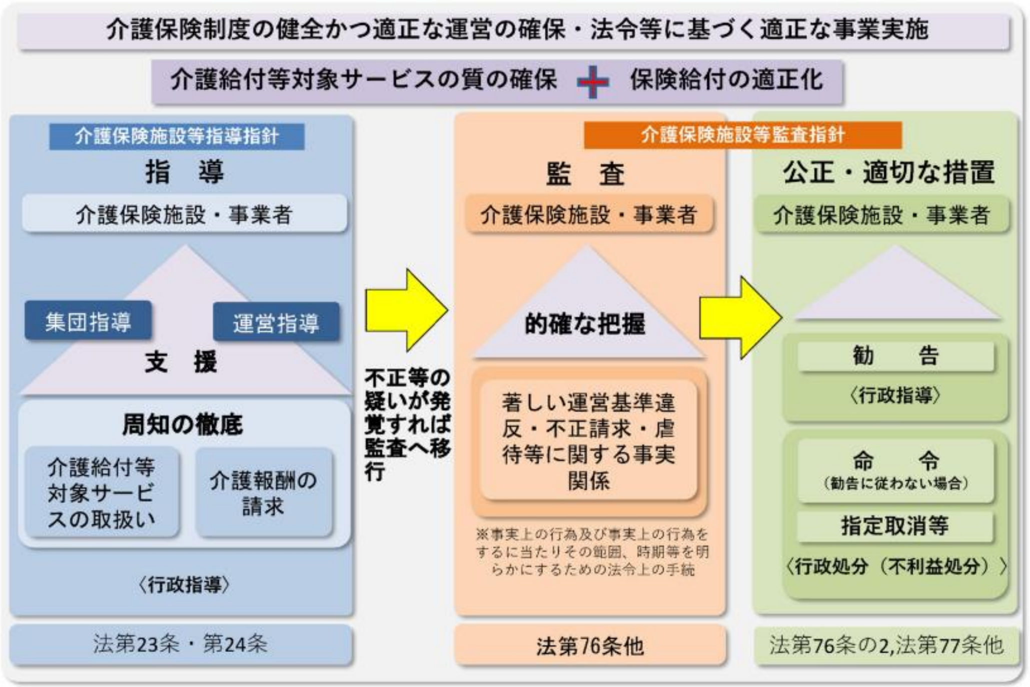

[介護保険制度等における指導監督｜厚生労働省]

●240405 介護保険施設等に対する監査マニュアル

●03 ＜溶け込み＞改正後全文（介護保険施設等指導マニュアル）

行政処分について

●令和6年度　全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議資料
総務課介護保険指導室 （参考資料）

6. 指定の効力の停止件数の年次推移【処分事由別】（平成27年度～令和5年度）

（図６）

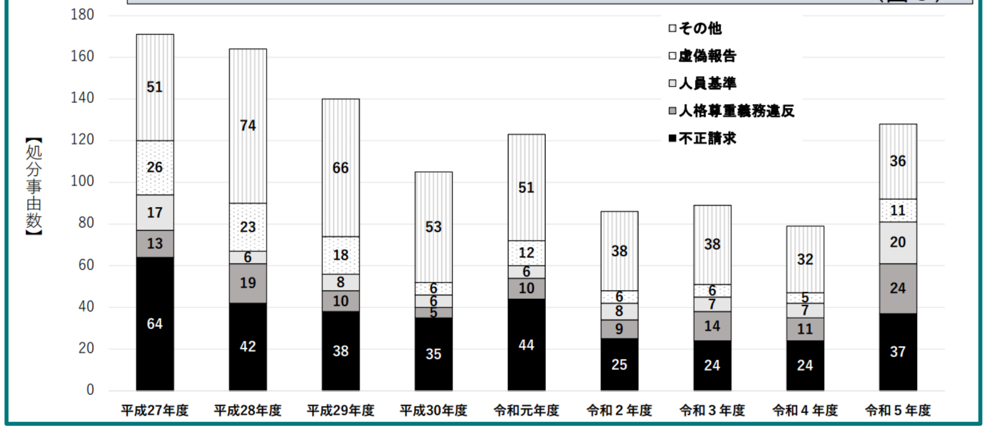

7. 処分事由の適用状況（令和5年）

（図７）

○令和5年度の指定取消・効力の停止（一部・全部）のあった139事業所のうち、約5割は不正請求で処分されている。

	処分事由	件数	割合	（参考）居宅サービスの条文
1	人員基準違反	45	32.4	第77条第1項第3号
2	運営基準違反	26	18.7	第77条第1項第4号
3	人格尊重義務違反	29	20.9	第77条第1項第5号
4	不正請求	69	49.6	第77条第1項第6号
5	虚偽報告	34	24.5	第77条第1項第7号
6	虚偽答弁	29	20.9	第77条第1項第8号
7	虚偽申請	26	18.7	第77条第1項第9号
8	法令違反	19	13.7	第77条第1項第10号
9	その他	8	5.8	
	合計	285		

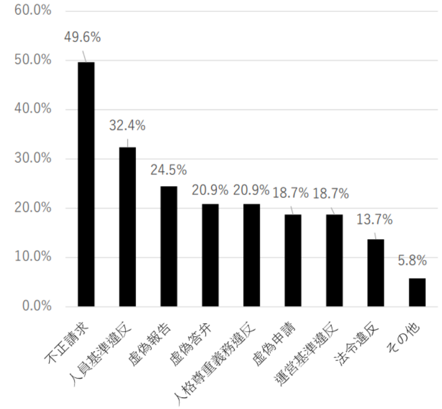

の処分事由が該当する事業所については、処分事由ごとに計上されるた
取消・停止件数と処分事由の合計は一致しない

[全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議｜厚生労働省]

[令和6年度　全国介護保険･高齢者保健福祉担当課長会議資料｜厚生労働省]

●総務課介護保険指導室
[001436709.pdf]

虐待発見時等の通報・届出・告について

●養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム

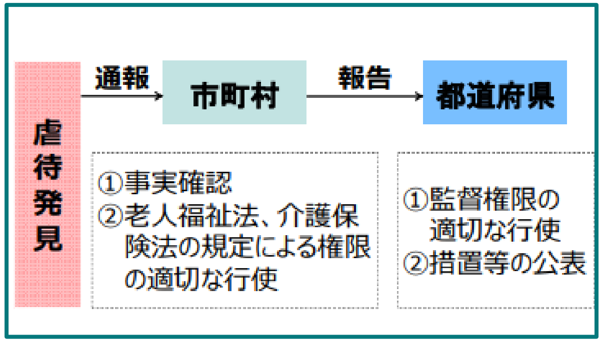

● 養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

２．１　相談・通報・届出への対応

１）相談・通報等受け付け後の対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（高齢者虐待防止法第 21 条）。

ウ．通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による高齢者虐待についても同様）（高齢者虐待防止法第 21 条第６項）。

② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（高齢者虐待防止法第 21 条第７項）。

高齢者虐待防止 ｜厚生労働省

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）｜厚生労働省

国マニュアル（全体）●001452977.pdf

高齢者虐待防止 ｜厚生労働省

・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等｜厚生労働省

案内

●高齢者等権利擁護専門相談事業

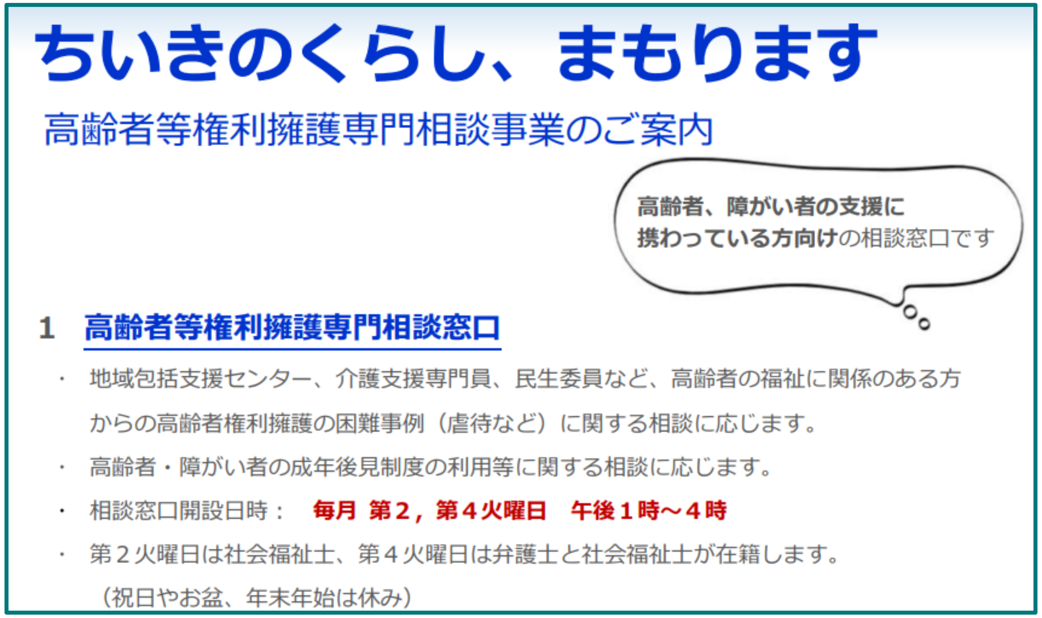
ちいきのくらし、まもります

高齢者等権利擁護専門相談事業のご案内

高齢者、障がい者の支援に携わっている方向けの相談窓口です

1　高齢者等権利擁護専門相談窓口

・　地域包括支援センター、介護支援専門員、民生委員など、高齢者の福祉に関係のある方からの高齢者権利擁護の困難事例（虐待など）に関する相談に応じます。
・　高齢者・障がい者の成年後見制度の利用等に関する相談に応じます。
・　相談窓口開設日時：　**毎月　第２，第４火曜日　午後１時～４時**
・　第２火曜日は社会福祉士、第４火曜日は弁護士と社会福祉士が在籍します。
（祝日やお盆、年末年始は休み）

[高齢者権利擁護事業について｜高齢者専門相談｜福祉の貸付・生活支援・権利擁護｜目的別に探す｜福井県社会福祉協議会]

●高齢者等権利擁護専門相談事業

[高齢者等権利擁護専門相談事業　案内チラシ.pdf]

●介護サービス相談員派遣等事業

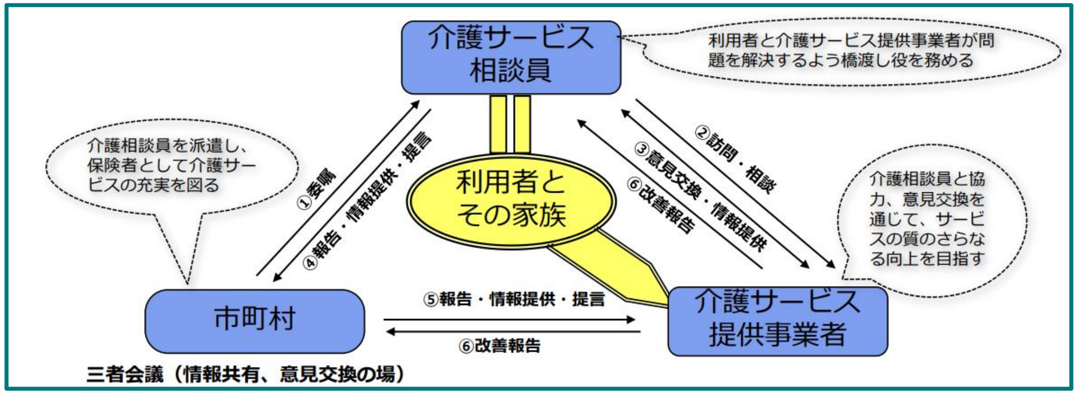

[介護相談員派遣等事業について]

●介護サービス相談員派遣事業

[000872732.pdf]

高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等

●身体拘束廃止・防止の手引き

●在宅介護生活を支える事業所のみなさまへ
身体体拘束廃止の実現のために

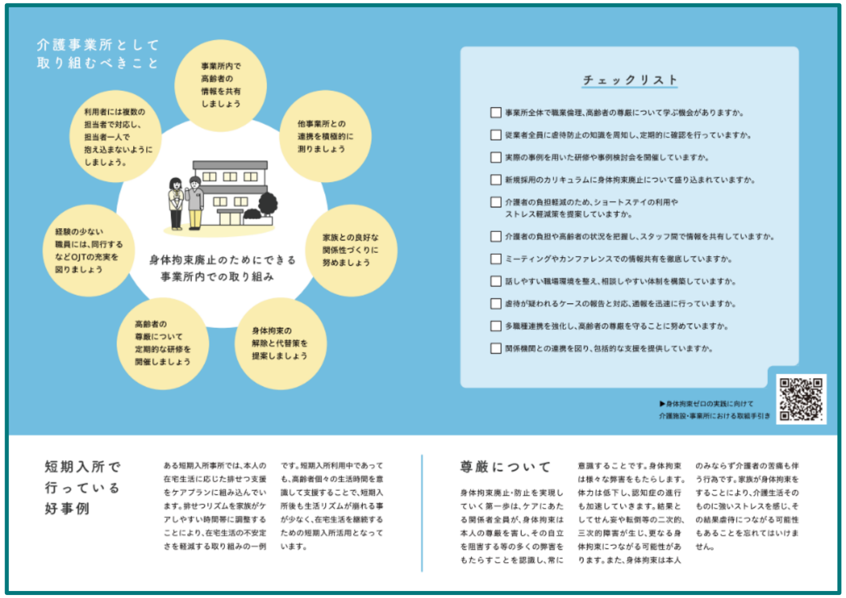

市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（国マニュアル）｜厚生労働省

●身体拘束廃止・防止の手引き

001643323.pdf

・高齢者虐待防止に資する研修・検証資料等｜厚生労働省

〈施設・介護サービス事業者向け〉
・【令和6年度】介護施設・事業所等における高齢者虐待防止・身体拘束廃止の取組推進に向けた調査研究事業（報告書［4.0MB］／サマリー［156KB］／周知ツール［1.9MB］）
・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けた調査研究事業（株式会社日本総合研究所）（報告書［4.3MB］／手引き［4.0MB］）
・【令和5年度】介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取り組み推進に向けた調査研究事業（全日本病院協会）（報告書［5.7MB］／サマリー［168KB］／手引き［3.1MB］）
・【令和3年度】介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター）（報告書［6.1MB］／報告書別冊［28.0MB］）
・【令和3年度】介護現場における適切なシーディングの実施に係る事例及び研修に関する調査研究事業（株式会社日本総合研究所）（報告書［4.6MB］／追補版［3.0MB］）
・【令和2年度】介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究（MS&ADインターリスク総研株式会社）
・【令和2年度】車椅子における座位保持等と身体拘束との関係についての調査研究（株式会社日本総合研究所）
・【平成21年度】高齢者虐待の防止及び認知症介護の質向上に向けた教育システムの展開と教育効果に関する研究事業（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

●在宅介護生活を支える事業所のみなさまへ

001480728.pdf